

福津市高齢者等住宅改造費補助金について

～住みよか事業～



本事業は、在宅の要介護高齢者もしくは障がい者（以下、「高齢者等」という。）の自立を助長するとともに、介護を行う者の経済的な負担を軽減するため、高齢者等に配慮した住宅の改造する際に必要な資金を助成する事業です。

対象者

本市に住所を有する次に掲げる方又はその方と同居する方で当該世帯が生活保護世帯又は当該世帯の生計中心者が住民税及び前年所得税非課税の世帯であり、住宅改造が必要であると市長が認めた者とする。

- (1) 介護保険制度による要介護認定が要支援1以上の方
- (2) 障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級又は2級に該当する方
- (3) 療育手帳の交付を受けている方で、その障害の程度がAに該当する方

対象となる改造

浴室、便所、玄関、廊下、台所、階段、居室、洗面所その他高齢者等が利用する箇所に係るもので、かつ高齢者等の自立が助長されるとともに、介護を行う者の負担が軽減されるもの。

ただし、住宅の補修工事・増改築工事等は認められない。

注意事項

- (1) 当該住宅改造の工事費が介護保険制度（在宅重度障害者日常生活用具給付等事業）における住宅改修の支給限度額を既に超えていること又は住宅改修支給限度額を超過した部分が、別工種となる等、書類上で明確に区分されていること
- (2) 補助金は、1住宅につき1回に限る
- (3) 補助基準額は、1住宅につき30万円とする
- (4) 生計中心者は、同一住宅（同一敷地にある住宅を含む）に居住する者で、生計中心者たるもの
- (5) 所得税額は、給与・年金の源泉徴収票や市役所で確認できます

申請のながれ

申請書類の提出

- ① 交付申請書
 - ② 住宅改造内容書
(添付書類を含む)
 - ③ 調査書
 - ④ 改造承諾書(必要な場合のみ)
- ※その他市が必要と認める書類

審査

交付決定

工事

の提出
請求書と領収書(写し可)
写真、③ 施工業者からの
① 完了届、② 工事前後の

完成検査

請求書の提出(市の様式)

振込

お問い合わせ 福津市役所 高齢者サービス課 TEL: 43-8298
福祉課 TEL: 43-8189